

『17年度査察白書、脱税総額135億円 着手174件中検察庁に113件を告発』

国税庁が公表した2017年度の査察の概要によると、今年4月までの1年間に行った査察の着手件数は前年度に比べて4件少ない174件で、平成に入ってから最も少ない件数となっている。一方、検察庁への告発の可否を最終的に判断した処理件数は、前年度以前に着手した継続事案を含めて163件で、このうち69.3%にあたる113件について、事案が高額・悪質などの理由から検察庁に告発した。

処理した163件の脱税総額は135億900万円。このうち告発分は100億100万円で、1件当たりでみると全体では8300万円、告発分のみでは8900万円。告発件数の多かった業種では、「建設業」26者、「不動産業」10者、「人材派遣」5者の順で、建設業と不動産業は“不動のツートップ”だ。

国税当局が積極的に取り組んでいるのが、税目では預り金的性格が強い消費税。同年度も27件を告発しているが、このうち12件を受還付事案が占めている。また、目を光らせているのが、申告納税制度の根幹を揺るがすものである無申告ほ脱事案。同事案絡みの告発件数は21件で、このうち2011年度に創設された「単純無申告ほ脱犯」を適用した件数は8件となっている。

なお、告発された査察事件の一審判決の状況を見ると、同年中に143件に判決が言い渡され、全てで有罪判決が下され8人が実刑判決となった。このうち、不正に多額の消費税の還付を受けていた者は過去最高となる懲役7年6月が下されている。



『企業の女性社長比率は7.8% 青森県が10.6%でトップ』

帝国データバンクが発表した「2018年4月末時点の企業における女性社長比率調査」結果によると、女性社長の比率は7.8%で、都道府県別では青森県が10.6%でトップだったことが明らかになった。女性社長比率は30年前が4.2%、20年前が5.5%、10年前が6.3%と、緩やかな上昇傾向で推移している。

年商規模別に見ると、年商「5000万円未満」が10.8%で最高。以下、年商規模が大きくなるにつれて比率は低下し、「100億円以上」では1.3%にとどまった。業種別では、「不動産業」が16.6%、「小売業」(10.4%)、「サービス業」(10.3%)、「運輸・通信業」(6.8%)、「卸売業」(6.7%)、「製造業」(5.1%)、「建設業」(4.7%)と続く。業種細分類別の上位を見ると、「保育所」(43.2%)が唯一4割を超え最高となった。以下、「化粧品小売」(36.4%)、「美容業」(33.7%)、「各種学校」(31.6%)、「老人保健施設」(30.9%)の順。都道府県別では、青森県に続くのは沖縄県で10.41%、徳島県が10.39%で、3県は1割を超えた。一方、最も低かったのは岐阜県で5.2%、以下、長野県(5.8%)、滋賀県(5.9%)が続いている。



出典元：日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます

21世紀を創造する中小企業のベストパートナー

〒460-0012 名古屋市中区千代田三丁目14番22号

葵総合経営センター

(葵総合税理士法人)

TEL : (052) 331-1768 FAX : (052) 332-5282

『Homepage』 <http://www.aoi-cms.com/> 『e-mail』 aoi@aoi-cms.com